



JAL不当解雇撤回ニュース

No403号 2014.10.14
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

9月24日 東京地評 争議支援行動 日航本社に要請行動を実施



断罪された管財人の不当労働行為

9月24日、東京地評の争議支援総行動。雇止めや不当解等の各争議の早期解決を求めて宣伝行動等を展開。

総行動最後の日航本社前には190人が集まり、日本航空は不当解雇を撤回し安全運航を確保せ



よと訴えました。

主催者を代表し伊藤東京地評議長があいさつ。「8月28日の地裁判決は管財人による不当労働行為を断罪し、解雇の不当性を鮮明にした」「日航は解雇を撤回すべき」と訴えました。

連帯の挨拶、そして原告の決意表明

連帯の挨拶には、東京争議団共闘の小関議長、航空連の丸山事務局次長の2氏が立ち、日航に争議の早期解決を迫りました。決意表明には日東整争議団の佐藤事務局長と JAL 原告団を代表して山口パイロット原告団長が立ちました。

高裁に控訴して闘う 日東整 佐藤事務局長

佐藤氏は「地裁判決は雇用責任を認めない不当判決であったが、労働組合を敵視する日航が、日東整労組排除の対応していたことを示す会社文書を本物と認定した」「日航の不当性は明らか」とのべ、控訴して闘う決意を表明しました。



不当判決は必ずくつがえす 山口団長

山口団長は、高裁の「管財人は善人であり間違はないと決めつけ、不当労働行為はなかったとする高裁判決は誤りである。真実は、管財人は不当な解雇を強行するために不当労働行為をした」「不当判決は必ず覆し職場に戻る」と述べました。

